

令和5年7月の大雨災害に係る緊急利用可能な奨学金制度等について

◆給付奨学金（家計急変採用）

＜対象学年＞本科4～5年生、専攻科生

＜申請要件＞（以下の全てに該当すること）

- ・学生または生計維持者が、災害救助法適用地域およびその近辺に在住している
- ・自治体による罹災証明書が発行されている
- ・災害により生計維持者が死亡、怪我等による就労困難、非自発的失業等によって世帯収入を著しく減少させる事由が発生している
- ・家計急変事由が発生してから3ヶ月以内

＜必要書類＞

- ・罹災証明書
- ・（提出可能な場合）収入証明書類

＜給付金額（例）＞

- ・月額5,900円（支援区分Ⅲ）～17,500円（支援区分Ⅰ）
 - ・あわせて給付金額に応じて授業料の減免（1/3、2/3または全額免除）
- ※支援区分は世帯課税状況および収入証明書類の内容により決定

＜支援期間＞

- ・原則卒業までの期間
- （ただし家計急変事由発生から2年経過後に通常制度に切り替わる）

＜注意事項＞

- ・家計急変事由によって採用された場合、自発的に通常制度には切り替え不可
- ・採用後に家計審査が3ヶ月ごとであり（通常は年1回）、都度収入証明書類が必要
- ・家計審査により支援区分が変更（支援減額または増額）される場合がある
- ・学力審査があるため、留年している場合は申込不可

◆貸与奨学金（緊急採用・無利子／応急採用・有利子）

＜対象学年＞

- ・（緊急採用・無利子）本科1～5年生、専攻科生
- ・（応急採用・有利子）本科4～5年生、専攻科生

＜申請要件＞（以下の全てに該当すること）

- ・学生または生計維持者が、災害救助法適用地域およびその近辺に在住している
- ・自治体による罹災証明書が発行されている
- ・災害等の影響で生計維持者の収入が著しく減少または支出が著しく増大している
- ・家計急変事由が発生してから1年以内

＜必要書類＞

- ・罹災証明書
- ・（提出可能な場合）収入証明書類

＜貸与金額（例）＞

- ・（緊急採用・無利子）月額10,000円～51,000円
 - ・（応急採用・有利子）月額20,000円～120,000円
- ※支援金額は学年や本人の希望により決定

＜支援期間＞

- ・（緊急採用・無利子）採用年度末までの期間（申請により延長可能）
- ・（応急採用・有利子）原則卒業までの期間

＜注意事項＞

- ・貸与奨学金は「返済が必要」な奨学金であることに注意
- ・学力審査があるため、留年している場合は申込不可

◆JASSO災害支援金

＜対象学年＞本科1～5年生、専攻科生

＜申請要件＞

- ・自然災害等により居住する住宅に、半壊もしくは床上浸水以上の被害を受けた
- ・または自治体の避難勧告等により住居への立ち入りが禁止され、1ヶ月以上避難が続いた
- ・自然災害の発生から6か月以内

＜必要書類＞罹災証明書

＜支給金額＞10万円（返済不要）

＜注意事項＞

- ・現在、日本学生支援機構を含む他の奨学金を受給している場合でも申込可能
- ・支給は同一災害につき1回のみ
- ・学力要件があるため、留年している場合は申込不可

※いずれの制度も審査があり、必ず採用されるものではありません。
※申込や質問等は学生課窓口までお越しく下さい。